

野澤組規程第二十三号

プライバシーポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月二十四日

野澤組 代表 野澤

プライバシーポリシーの一部を改正する規程

プライバシーポリシー（令和五年野澤組規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「期間を定めない号については、消去しない。」の下に「ただし、法令に保存の期間の定めがある記録は当該期間が経過するまで消去せず、法令の規定により消去すべきこととされる記録は当該規定の定めるところにより消去する。」を加え、同項第一号、第七号及び第九号を改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十四条 野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）、認証の記録（ログインの成否、方法、端末及び発信元の記録をいう。）、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録、お問い合わせの記録、情報の提供及び配信に係る記録並びにゲームサーバーの保護のために受領する記録を取得し、保存する。動作記録、操作記録及び認証の記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。 2 前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。期間を定めない号については、消去しない。<u>ただし、法令に保存の期間の定めがある記録は当該期間が経過するまで消去せず、法令の規定により消去すべきこととされる記録は当該規定の定めるところにより消去する。消去の期限を定めない記録の取扱い</u>は、第十五条に定めるところによる。	第十四条 野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）、認証の記録（ログインの成否、方法、端末及び発信元の記録をいう。）、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録、お問い合わせの記録、情報の提供及び配信に係る記録並びにゲームサーバーの保護のために受領する記録を取得し、保存する。動作記録、操作記録及び認証の記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。 2 前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。期間を定めない号については、消去しない。消去の期限を定めない記録の取扱いは、第十五条に定めるところによる。

（傍線部分は改正部分）

（注）この表は、改正の記録に在る項の文掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。



附 則

このポリシーは、令和八年九月二十六日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

記録の保存期間を、法令に保存又は消去の定めがある記録はその定めるところにより、定めのない記録は原則として消去しないこととする考え方で整理した。第十四条第二項第一号を改め、動作記録を取得の時から七十二時間で消去する定めを廃し、消去しないこととした。同項第七号を改め、お問い合わせの記録を直近千件に限る定めを廃し、消去しないこととした。同項第九号を改め、ゲームサーバーの保護のために受領する記録のうち検知の記録を九十日で消去する定めを廃し、消去しないこととした。位置その他の観測の記録を取得の時から七十二時間で消去する定めは、従前のとおりとした。同項にただし書を加え、法令に保存の期間の定めがある記録は当該期間が経過するまで消去せず、法令の規定により消去すべきこととされる記録は当該規定の定めるところにより消去することを明らかにした。本人から第九条の請求を受けたとき及び記録の対象そのものが削除されたときに消去すること（第十五条第五項）は、変更していない。

